

平山地区・公共下水道整備区域の見直しに関する「要望書」について

令和5年5月18日付で、上越市議会農政建設常任委員会委員長宛てに提出された標記「要望書」に関する今までの取扱い経緯等は、下記のとおりである。

記

【経緯】

令和5年5月18日付の要望書：委員に周知

令和5年5月23日：要望書に関する説明及び取扱いについて、委員と協議

- ・平山町内会で説明会を予定している旨の行政の説明内容を各委員に説明。

については、委員会として正副委員長、地元議員が説明会を傍聴することとした。

令和5年6月29日：行政からの要請により、都市整備部長ほかと協議。当委員会の出席者は委員長のみ。協議記録を委員に周知

令和5年7月5日：要望書に関する6月29日の協議内容の説明及び取扱いについて委員と協議

- ・平山町内会への説明会を行わない旨、委員に説明。協議の結果、都市整備部長あてに、再度、平山町内会(大貫)への説明を要請することとした。さらに、説明会を開催する場合、正副委員長、地元議員が傍聴することを併せて要請することとした。

令和5年7月21日：平山町内会(大貫)への説明について(要請)を都市整備部長宛てに提出。要請書を委員に周知

令和5年8月4日：都市整備部長より回答あり。回答書を委員に周知

- ・改めて説明を行うことは考えていない旨の回答

【協議の方向性】

行政側と平山町内会(大貫)それぞれの意向と受け止め方に齟齬が生じていることから、所管事務調査での説明、協議記録等を踏まえ、次のような協議の方向性になると考える。

①行政側の意向を尊重することについて

今まで、理事者側は幾度か平山町内会(大貫)に説明し、既に合併処理浄化槽設置に係る補助金の受け付けを開始していることから、平山地区・公共下水道整備区域の見直しに関する「要望書」については、行政側の主張を尊重する。

②平山町内会(大貫)の意向を尊重することについて

平山地区・公共下水道整備区域の見直しに関する「要望書」に示されているとおり、同じ町内会(620世帯)のうち、240世帯が整備されたものの、残りの350世帯が未整備になっている。については、公平性等の観点から公共下水道整備をしてほしいとの地元の要請を尊重する。

■協議における注意点等

- 令和5年2月22日の所管事務調査で、上越市下水道事業経営戦略の改定について、都市整備部長は、今まで整備区域の見直しを実施した町内会に対しては、丁寧に説明を重ね、おおむね理解を得たところであるとの説明があったことから、本件の調査を終了し、令和5年3月定例議会において、全委員が令和5年度予算に賛成したものと考えられる。しかし、令和5年5月18日に地元から要望書が提出され、受け止め方の相違が明らかになった。

○令和5年2月22日の所管事務調査の説明

上越市下水道事業経営戦略(改訂版、平成28年度～令和12年度)の投資・財政計画(収支計画)〔公共下水道事業〕の企業債残高は、令和3年度907億円に対し、令和12年度末で621億円となり、286億円の減になる見通しであるとの説明については、下水道事業会計全体の数字である。公共下水道事業に限っては、令和3年度730億円(決算)に対し、令和12年度末で542億円となり、188億円の減になる見通しになる。

☞ この度の改定前の令和元年12月の改定に伴い、令和2年度から23地区(西ヶ窪浜・稲田・岩木ほか)の見直しを行ってきている。

令和元年12月に改定した当時、企業債残高は令和3年度746億円に対し、12年度末で587億円を見込んでいたことから、財政運営上は587億円までは問題なしとみなすことができる。

・令和3年度の減額理由……令和2年度決算に基づくもの。

見直し地区は23地区(西ヶ窪浜・稲田・岩木ほか)

☞ 整備費の増加について、主に人件費、原材料費等の高騰との説明であったが、計画時と現在を比較した整備費を明らかにしていない。

○令和4年度見直し地区……平山(大貫)地区、和田区(一部)、津有区(一部)ほか

○国の補助金は未定とのことであったので、8月22日(火)に国土交通省下水道部下水道事業課に確認した。

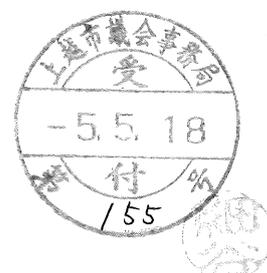
- ・令和9年度以降の補助金について、必要箇所は継続する方向で検討中である。補助金はできるだけ残すようにしたいとのこと。
- ・令和8年度中に事業着手し、令和9年度以降の継続事業になる場合の補助金については確定していないが、事業が止まることを避けるため、柔軟に対応し救うようにしたいとのこと。
- ・新規の事業計画については、補助金の対象にするのは厳しくなるとのこと。

上越市 市議会
議長 石田 裕一様

平山地区
公共下水道整備区域の見直しに関する

要望書

平山町内会長



平素は、平山町内に対し格別のご指導並びにご厚誼を賜りありがとうございます。

当町内会は、山麓線を挟んで東西に立地しており、古くからの世帯が東側に 30 世帯、西側に 350 世帯と、山麓線の西側で平成 10 年頃から宅地開発が行われたウエストニュータウン 240 世帯を併せ、620 世帯（会員約 1,850 人）を有しています。その中で下水道整備が行われたのは、山麓線の東側の 30 世帯とウエストニュータウンの 240 世帯となっています。下水道整備が未整備の 350 世帯（山麓線西側）は、当初の下水道整備計画では 2023 年度には工事が開始されるとの説明を受けており、下水道の整備を心待ちにしておりました。しかし、本年 6 月 24 日（金）、市の下水道整備を担当している職員より、下水道未整備の 350 世帯については、市がサービスを提供する公共下水道整備区域から、個人で汚水処理施設を整備する合併処理浄化槽区域に見直すとの一方的な説明を受けました。見直しに伴い浄化槽の設置工事には補助金が用意されるとのことでしたが、これは公共サービスを提供しない代わりに、一時金で我慢してほしいとの趣旨と考えられます。

公共下水道のようなインフラ整備は、道路や橋といった「まちづくり」の最たるものであり、市（行政）が整備及び維持管理を行う公共サービスの一つと考えます。一方、合併処理浄化槽区域は、個人が自ら汚水処理施設の整備及び維持管理を行うものであり、市（行政）のサービスではありません。下水道未整備の 350 世帯も上越市民として、納税義務を果たしているにもかかわらず、公共サービスを受けないというのは、あまりにも不公平であり、市が当町内 350 世帯を差別していると言わざるをえません。

つきましては、公共サービスの公平性の観点から、下記の通り要望いたします。特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 公共サービスの公平性の観点から、平山地区全体を公共下水道整備区域とし、早期に下水道整備を進めること
2. 諸般の事情により公共下水道整備が困難な場合は、下水道の代替となる市が運営する汚水処理サービス（国が推奨している公共浄化槽等）を検討し、公共サービスの公平性を確保すること

以上

令和 5 年 5 月 16 日

上越市大貫 4 丁目 10 番 8 号 平山ふれあい会館
平山町内会長

平山地区・公共下水道整備区域の見直しに関する「要望書」における
協議結果について

〔協議結果作成日：7月3日〕

令和5年6月29日に、下水道建設課長の要請で担当部長等と協議を行った。結果は下記のとおりである。

【参加者】

- 議会……丸山農政建設常任委員長
- 理事者……大島都市整備部長、笠松下水道建設課長、小嶋生活排水対策課長、尾地下水道建設副課長

記

■協議結果

- ・議会に要望書が提出されたため、5月に平山町内会へ確認に出向いた。平山町内会（大貫4丁目）から求められていないため、再度説明に伺う予定はない。但し、平山町内会（大貫4丁目）から説明の要請があれば検討する。しかし、令和5年2月所管事務調査、令和5年6月市議会定例会で説明しており、行政の方針は変わらない。
- ・国土交通省、農林水産省、環境省から、建設費用と整備期間が長くなる公共下水道整備を令和8年度までに終了させ、合併処理浄化槽の設置を推進することにより、汚水処理施設を早期に概成し、環境面等を良くするよう言われている。
- ・上越市、新潟県は、公共下水道に関しては、令和10年度の概成を目標に掲げて実施していく。

〈質疑〉

Q 平山地内を整備した場合、どの程度の整備費が必要になるのか。

A 令和2年度の試算で20億円程度になる。しかし、現在の原料価格等の高騰を鑑みると1.5倍かそれ以上になると思われる。

なお、公共下水道を整備した場合、採算的には7～8割の接続率が必要になるが、整備予定地区は旧平山地内のため、高齢者世帯も増加している。このため、予定する接続率（いかに多くの方から）接続いただけるかが、課題となる。

また、受益者負担金は土地の面積に賦課するが、面積が大きいと負担が増すことが予想される。

Q 工事費に係る国の支援は、補助金と起債なのか。補助率等はどれほどか。

A 補助金が 50%、起債は 50%で充当率が 100%である。

Q 国では、令和 8 年度までに公共下水道整備を完了するように言っているようだが、その先の補助金、起債はどうなるのか。

A 起債は継続されると思うが、補助金は継続されるか未定である。

Q 仮に事業費を 30 億円で補助金が継続されたとした場合、起債の地方交付税算入率は 4 割であることから、一般財源は 9 億円程度になる。この程度なら平山地内は人口も増え開発も進んでいることから、他の地区と比較した場合、違いは歴然としている。都市計画を進めるうえで、整備する合理性はあるのではないか。

A 平山地内へは、今まで順序立てて説明し、しかも昨年 12 月に市長へ要望され、計画の変更はない旨回答してある。また、第 3 次財政計画や下水道事業経営戦略には平山地内の公共下水道整備の事業費を組み込んでいない。こうした状況で、再度計画変更すれば他地域の市民からも行政不信を招くことになる。

なお、令和 5 年度当初予算で、合併処理浄化槽設置に係る補助金の拡充について承認されており、平山地内ではすでに申請されている市民もいる。

ちなみに、下水道料金は、県下で 2 番目に高い。平山地内を整備した場合、接続率によって下水道料金は県下で 1 番になることもあり得る。

Q 5~6 年前に平山地区への公共下水道整備を決定し工事を進めてきたにも関わらず、早くも見直しをすることはどういうことか。行政への不信感が生まれても当然である。なぜこのようなことになったのか。工事費の増大、借金が増加したからとの説明もあったが、借金(起債)については、当初計画を立てる段階で借金(起債)の将来予測を見込み、計画決定したはずである。今の説明では計画変更の理由にならないのではないか。

A 本年 2 月に開催した農政建設常任委員会の所管事務調査で説明し、下水道事業経営戦略を改定したところである。企業債残高は令和 3 年度決算で 900 億円以上となっており、今後も工事費の増大、補助金の未確定要素等により、益々財政を圧迫し、市民の負担も増加することが想定できる。

※補助金の継続は未定であるとの回答について、国が自治体の諸事情を考慮することになれば、原材料価格等の高騰があったとしても、平山地区の整備は十分可能になると考えられる。

今後、議会として、国への働きかけを視野に入れることも必要でないか。

令和5年7月21日

都市整備部長

大島 常寛 様

農政建設常任委員会委員長 丸山 章

平山町内会（大貫）への説明について（要請）

このことについて、令和5年5月18日付で平山町内会（大貫）から平山地区・公共下水道整備区域の見直しに関する要望書が農政建設常任委員会委員長宛に提出された。これを受け、委員間で協議をした結果、下記の通り要請する。

記

この件について、平山町内会（大貫）と行政との間で区域の見直しに関する受けとめかたに齟齬が生じていることから、改めて関係者を対象とした説明会を設けるなど、地元の理解が得られるよう丁寧な説明を行うこと。

また、説明会などを開催する場合は、農政建設常任委員会委員長、副委員長、地元議員が傍聴できるようにすること。

なお、本要請の対応について、8月4日（金）までに回答すること。

令和5年8月4日

農政建設常任委員会委員長
丸山 章 様

都市整備部長 大島 常 寛

平山町内会（大貫）への説明について（回答）

令和5年7月21日付けで要請のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

平山町内会につきましては、昨年9月に公共下水道整備区域の見直しに至った経緯を、また、本年4月には合併処理浄化槽設置費補助金の拡充などについて、計4回にわたり丁寧に説明を行ってまいりました。これらの中では、厳しいご意見もいただきましたが、真摯に市の考え方をお伝えしてきたところであります。

平山町内会長からの委員長宛ての要望書につきましては、昨年12月に市長宛てに提出されたものと全く同一の内容であり、この要望に対する市の方針については、本年3月に平山町内会長へご説明し、回答したところであります。

市では見直し区域に該当する町内会への説明を全て終えたことから、本年4月から合併処理浄化槽設置費補助金の拡充について運用を開始し、申請を受け付けているほか、年内には都市計画審議会にお諮りし、都市計画で定める排水区域の変更を行う予定としております。

以上の理由や経緯などから、平山町内会に対して改めて説明を行うことは考えておらないところであります。

このように、市といたしましては、この間議会の皆さんに対してご説明してまいりましたとおり、公共下水道整備区域の見直しの方針に変更はございません。

なお、個別のお問い合わせやご相談がありましたら、引き続き、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

公共下水道整備区域（上越処理区ほか）の見直し及び污水連携事業の実施箇所

